平成２５年（フ）第１７５号
秋田市牛島東３丁目７番６号　イーマックス牛島東205号
債務者　神田　大輔
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９号
福島市宮代字宝田前５番地の３　第１たから荘20号
債務者　大塚惠美子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
福島県郡山市富田町字下曲田５番地の５　ソレイユルバンＡ203号
債務者　鈴木　洋之
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
群馬県桐生市宮本町４丁目７番50号　坂口マンションＢ－１号室
債務者　阿部　馨滝
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１５７１号
名古屋市守山区川上町４番地　タウン三浦Ａ棟201号
債務者　菅原　智子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３号
山口県下関市清末鞍馬２丁目７番１号　ハイツ住吉Ａ202号
債務者　奥野　勝己
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
新潟県長岡市宮内８丁目５番９号
債務者　片野　孝蔵
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
新潟県長岡市宮内８丁目５番９号
債務者　片野　久恵
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北5674番地、前住所大阪市都島区片町２丁目６番５号　京橋マエダビル401号
債務者　中浦　洋一
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
青森県八戸市青葉３丁目５番19号ディオール横浜２－Ｃ、旧住所青森県八戸市南郷区大字市野沢字西百目木24番地14
債務者　古館　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
松江市上乃木６丁目２番11号
債務者　橋之爪恵子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１号
山口市下竪小路79番地　森脇ビル301
債務者　長野　千歳
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３３５号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町21番地16　101、旧住所さいたま市見沼区堀崎町235番地８
破産者　太田　忠治
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
仙台市宮城野区安養寺１丁目19番３号　パレス安養寺101
破産者　阿部　　光
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
仙台市若林区一本杉町13番12―303号
破産者　早坂　理恵
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
川崎市川崎区藤崎１丁目22番９号、前住所川崎市川崎区渡田１丁目15番12―602号　リッシュレジデンス川崎
破産者　貞包　好人
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係